

国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則新旧対照表

改 正 前	改 正 後										
<p>(前 略) (手術看護手当) 第13条 手術看護手当は、手術部に勤務する看護師又は准看護師が看護業務に従事した場合に支給する。 2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき<u>13,000円</u>とする。</p>	<p>(手術看護手当) 第13条 手術看護手当は、手術部に勤務する看護師又は准看護師が看護業務に従事した場合に支給する。 2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき次の表に掲げる評価の区分に応じた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価の区分</th> <th style="text-align: center;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高い専門的手術の看護実践能力、管理運営能力等を必要とする極めて困難な業務に従事する者</td> <td style="text-align: center;"><u>30,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高い専門的手術の看護実践能力、管理運営能力等を必要とする特に困難な業務に従事する者</td> <td style="text-align: center;"><u>25,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高い専門的手術の看護実践能力、管理運営能力等を必要とする困難な業務に従事する者</td> <td style="text-align: center;"><u>20,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の者</td> <td style="text-align: center;"><u>15,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略) (後 略)</p>	評価の区分	手当額	高い専門的手術の看護実践能力、管理運営能力等を必要とする極めて困難な業務に従事する者	<u>30,000円</u>	高い専門的手術の看護実践能力、管理運営能力等を必要とする特に困難な業務に従事する者	<u>25,000円</u>	高い専門的手術の看護実践能力、管理運営能力等を必要とする困難な業務に従事する者	<u>20,000円</u>	上記以外の者	<u>15,000円</u>
評価の区分	手当額										
高い専門的手術の看護実践能力、管理運営能力等を必要とする極めて困難な業務に従事する者	<u>30,000円</u>										
高い専門的手術の看護実践能力、管理運営能力等を必要とする特に困難な業務に従事する者	<u>25,000円</u>										
高い専門的手術の看護実践能力、管理運営能力等を必要とする困難な業務に従事する者	<u>20,000円</u>										
上記以外の者	<u>15,000円</u>										
	<p>3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年2月総長裁定) この細則は、令和7年4月1日から施行する。</p>										